

Yamamoto Acc office

**編集発行人** 税理士

## 山本孝久

**〒**152-0003 TS**碑文谷ビル**2F

TEL 03(3791)8863 FAX 03(3791)8292

### $1_{ extsf{ iny 2}}$ (睦月) JANUARY

1日•元日

11日・成人の日

	一月一	一火一	水一	一木一	金	
•	•	•	•	•	1	2
3	4	5	6	7	8	9
<i>10</i>	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	<i>30</i>
31						

## ワンポイント 吟醸酒

日本酒(清酒)は、正月には欠かせないお 酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われ ている吟醸酒は、精米歩合60%以下のものを 指します。たとえば精米歩合60%の場合は、 玄米の表層部を40%削り取ることをいいま す。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭 で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

## 1月の税務と労務

税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

2月1日

税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

税 / 源泉徴収票の交付、提出 2月1日

税 / 12月分源泉所得税の納付(納期の特例を 受けている事業所は7~12月分) 1月12日 上記の納期の特例適用者で、納期限の特例 に関する届出書を提出している場合 1月20日

税 / 11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 2月1日

国 税 / 5月決算法人の中間申告 2月1日

税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 2月1日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 2月1日 地方税 / 給与支払報告書の提出 2月1日

労務/労働保険料の納付(第3期分) 2月1日

(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)

## 会社法活用のポイント

## 会社の機関の見直し、定款の見直し

## 会社の機関の見直しと留意点

現行の会社法が施行されるより前に設立された株式会社の場合、当時の株式会社の設立には会、当時の株式会社の設立には発起人が七名以上必要であったとから、知人などに株式を引ことから、名義を借りて取締であったり前に設立された株式会社の場合、当時の株式会社の設立には、対してもらったりしている。

ますの その場合のポイントについ を再度設計し直して変更してみ 模な会社の場合でも、 った機関設計が可能になってい 新 11 会社法の施行により、 かが で、 この際、 でしょうか。 会社の機関 実態に合 以下、 小規

[ 自由度が向上 1 会社の機関設計の

特に、 い場合があるため、考慮する必経営責任を負わなければならな 義を借りているだけであっても も認められてお た。 関 要があります。 い場合があるため、 に合った機関 (名目的取締役)がいる場合、 の設計の 会社法 取締役一名の 名義を借りている取締役 の の 施行 自由度が向 段計が ij によ みの株式会社 را ع 自社の実態 可能 上しま-会社機 です。 名 L

について譲渡制限のある株式会は、非公開会社 (すべての株式でも認められるようになったの取締役が一名のみの機関設計

付けられています。場合は、取締役会の設置が義務す。これに対して、公開会社のなどの設置は任意となっていまなどの設置は任意となっていま

## [2 株式の譲渡制限

この譲渡承認は、というでき、経営の安定化を図るとができ、経営の安定化を図るた方が株式の分散を防止することができ、経営の譲渡制限を設け般的に、株式の譲渡制限を設けをいる。一についても検討しましょう。一についての譲渡制限がない場合は、これを設けるか否かにある。

の場合でも) ことする (取締役会非設置会社代表取締役の権限事項と

の譲渡について承認不要と合でも)こと(取締役会設置会社の場る(取締役会設置会社の場

ただし書き)。 りました (会社法一三九条一項なども定款記載により可能とな

すること

[3] 取締役の責任

取締役には、代表取締役や他

の取締役の行動を監視する役割の取締役の行動を監視する責任をは、これによって第三者員などは、これによって第三者員などは、これによって第三者員かとは、これによって第三者の上とになっています。役員などが、その

四三〇条)。

四三〇条)。

四三〇条)。

四三〇条)。

四三〇条)。

四三〇条)。

四三〇条)。

虚偽の登記、虚偽の公告などの は、社債もしくは新株予約権 が権、社債もしくは新株予約権 が権、社債を引き受ける者の募集を する際に通知しなければならな 事項に関する説明に用いた資料 についての虚偽の記載もしくは 記録、計算書類および事業報告、 ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらの付属明細書な ならびにこれらのが 本は記載すべき重要な事項に ついての虚偽の記載または記録、 が、新株予

対象となります。 則 害 賠償を行う

役の責任を負うものと考えるこ 取締役の場合であっても、 されたものがあります。名目的 取締役も損害賠償責任を負うと (最高裁判例) において、名目的けではありません。過去の判例 ても、取締役の責任を免れるわ目的取締役) であるからといっ 従事しない形だけの とが相当であると思います。 て損害を与えた場合、 表) 取締 没が 取締役 事 取締 ( 名 業に に

締役として登記をすること自体として業務に従事しない者を取別の観点からしますと、役員 |項を登記した者は、その事項| |意または過失によって不実の 問題があると言えます。会社 では「不実の登記」として、

> 項)と定められています。 ないこと (会社法九〇八条第二の第三者に対抗することができ が不実であることをもって善意

## 株主の構

主がいるので 認 望まれます。 が可能です (会社法一九七条)。 Ιţ 要であれば買い取ることも視野 会社の実態にあった株主構 によって競売、買取りすること て、株式のあり方を検討し、 によって、少数株主の権利が に入れておくことが望まれます。 する必要があります。会社法 なお、五年間音信不通の場合 さらに、株主の その株式を取締役会の決議 であれば、会社とし ます。名義だけの株 状況を再度 成 必 強

法四六六条)。 別決議が必要となります(会社げる事項を除き、株主総会の特 定款を変更するには、特則に掲 内容を変更する必要があります。 その都に 度

決議するものです。 議決権の三分の二以上の賛成でが出席し、出席した当該株主の きる株主の過半数を有する株主 主総会において議決権を行使で 特別決議とは、 原則 كاكا っ て 株

または記録しなければならない記載事項」、すなわち、必ず記載定款の記載事項には、「絶対的 項 (原始定款) として、

目的

商号 本店の所在地

財 産の価額またはその最低設立に際して出資される

お 発起 よび住所 人の氏名ま たは名 称

して「相対的記載事項」がればその効力が生じない事 ま が する事項 あります。 そのほか、 これには、 定 役の責任 款の定めが 位の責任の減免種類株式に関

項

ع زا

な

あ

集時期や議長、 で自由に記載することができる また、法律の規定に違反しない 任意的記載事項」があります。 関 たとえば、定時株主総会の招 する事 などが 取締役の人数、 があり ŧ

事業年度などがあります。

することができます。 らにより個性のある定款を作成 ことができる事項があり、これ 生じない事項、自由に記載する定款に定めなければその効力が 記載しないと無効となる事項、 以上のように、定款には必ず

## [2] 検討事項

されますので、 を見直し変更しなければ、 再度検討されるとよいでしょう。 監査役の権限、 人数、 会計参与の設置など)、取締役の する事項としては、会社の機関 いわゆる「みなし規定 に定めがあるものと見なされる 取締役会の設置、監査役の設置、 しておくことが大切です。 会社法施行後、 定款の見直しをする際、 取締役などの役員の任期、 自社に合った定款 公告方法などを 積極的に定款を 積極的に定款 が適用 検討 定款

# 定款の見直し、変更とそのポイント

1] 会社の定款とは

を定めたもので、会社の「 会社の定款は会社の基本的事 と言えるものです。 憲

現行定款があります。 人の認証を受けたもの(これを定款には、会社設立時に公証 原始定款」と呼んでいます)と、 本店の所在地の変更や目的 現行定款

## 下がり続ける給与

高い失業率、低い物価上昇率が、勤労者 の給与を引き下げています。

これが、景気回復を遅らせる大きな要因 になると懸念されています。現状は、ガソ リン価格の下落などによって、勤労所得者 の物価調整後実質給与が横ばいです。その ために、名目給与所得が減っても、生活実 感としては、一般の人はあまり深刻に考え ない傾向にあります。しかし、多額のロー ンを抱える勤労者にとっては、返済や金利 支払いが重くのしかかります。

景気の回復とともに、給与水準も上がる とする楽観論がある一方で、失業者が増え れば、賃金面では雇用側に有利に働き、給 与を引き下げる圧力になります。2010年 の終わりまではこの状態が続くだろうとみ る意見も強いものとなっています。

給与水準が下がれば、失業率が好転する と予想するエコノミストもいますが、たと え失業率は改善されても、手取り給与が減 れば、勤労者たちは借金の返済に支障をき たし、それだけでなく、これによりデフレ・ スパイラルが発生する危険が出てきます。

これは、1930年代の大恐慌時と1990年 代の日本で起きました。収入が減れば、借 金の返済や金利支払いのために、他の支出 を節約せざるをえない事態となります。支 出が後退すれば、経済には大きな痛手にな るのです。その悪循環がデフレ・スパイラ ルです。

デフレ環境では、勤労者は手取り給与が 減っても、物価が下がるので痛みは軽減さ れます。2008年は、原油価格の急落のお かげでガソリンが安くなり、それでアメリ カでは、勤労者の物価調整後の実質給与は 上がる結果になりました。

物価下落による給与所得者の安堵はあく まで一時的なもので、デフレは経済にとっ て面倒なものです。

ますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者たちが受けますが、中でも若者にある。 失 わ る被害は限りなく大きいもが、中でも若者たちが受け界中で失業率が高まってい れ た世 彼らの人生に深

若い力を6す。雇用

九五年以

職

氷

河

○万人でした。 営まと者せ非 ター 者の姿勢に責任があるとするせんが、経験者を優遇する経非難する日本人は少なくありター を好むことに問題がある、正規社員をめざすよりフリ、正規社員をめざすよりフリ も 甘 ゃ か さ れ

ファ

迎 ばロ 1 十年前は二〇十年前は二〇十年代層が生まれる。

## 勝って兜の緒を締める

20世紀は自然を征服する世紀でした が、21世紀は人々を理解する世紀になる だろうといわれています。

その中で「検索」は重要な地位を占め ます。そして、山の頂上を目指すことは さほど難しいことではないが、頂に立っ て世界の頂点にあると考えてしまうこと が恐ろしいと考えるのが、検索エンジン での成功者Googleの考え方です。

飛ぶ鳥を落とす勢いのGoogleですが、 経営者をはじめ、技術者たちも決してこ れまでの成功に酔ってはいません。

画像や映像の交換サイトであるYouTube を買収したほか、オンラインのアプリケ ーション利用、オペレーティング・シス テムにも手をつけているGoogleですが、 いずれも売上げ的には見るべきものはあ りません。

依然として検索エンジンがらみの広告 収入依存が続いているのです。